

企業年金連合会における通算企業年金の予定死亡率及び予定利率の変更について

令和3年10月15日

企業年金連合会

企業年金連合会では、令和3年9月13日付で企業年金連合会規約の一部変更について厚生労働大臣の認可を受け、令和4年5月より、通算企業年金の年金額算定基礎となる予定死亡率及び予定利率を変更することになりましたのでお知らせします。

【変更の内容】

○予定死亡率

企業年金連合会の直近実績の死亡率と国立社会保障・人口問題研究所による将来生命表（平成29年推計）に基づいたものに見直します。

○予定利率

受換時年齢	予定利率	
	変更前	変更後
45歳未満	1.50%	1.25%
45歳以上55歳未満	1.25%	1.00%
55歳以上65歳未満	1.00%	0.75%
65歳以上	0.50%	0.25%

変更前の予定死亡率及び予定利率は、平成29年4月1日から令和4年4月30日までに、確定給付企業年金及び厚生年金基金を中途脱退して加入資格を喪失した方等に適用されます。

変更後の予定死亡率及び予定利率は、令和4年5月1日以降に確定給付企業年金及び厚生年金基金を中途脱退して加入資格を喪失した方や企業型確定拠出年金実施事業所を退職し資産を移換した方等に適用されます。

【変更理由】

厚生年金基金加算年金経理及び確定給付企業年金経理においては、これまでの年金数理人の所見にあるように、平成29年度から令和元年度の決算において死差損が連続して発生しています。これは通算企業年金が創設された平成17年10月以降見直されていない予定死亡率と実際の死亡率との乖離が主な原因であり、現状に即した通算企業年金に係る予定死亡率への変更が必要となっています。

また、日本銀行によるマイナス金利政策の影響が続く中、通算企業年金は掛金

の追加拋出制度がないこと等に留意し、移換者の信頼を得つつ持続可能な制度とすることが必要であること、見直しの効果が現れるまでに時間を要することから少しでも早目に対応していく必要があることなどに鑑み、長期の国債の応募者利回りに加え優良社債の利回りの動向を踏まえ、予定死亡率に併せて予定利率を見直すこととしたものです。

その他、詳細な規約変更の内容及び理由についてはこちらの資料をご覧ください。

→ https://www.pfa.or.jp/gaiyo/kiyakukitei/files/kiyakuhenkou_r030913.pdf

なお、令和4年5月1日からの予定死亡率及び予定利率変更に伴う「通算企業年金のおすすめ」パンフレット（改定版）につきましては令和4年3月に配布予定です。また、年金試算シミュレーションにつきましても3月から新予定利率等でご利用できますよう準備を進めております。

(問い合わせ先)

企業年金連合会

数理部 責任準備金算定室

篠山、大栗

TEL 03-6704-0869

FAX 03-5401-8727